

平成26年6月議会

第2委員会報告資料

- 1 (仮称)福岡市青少年科学館基本計画概要について . . . 1頁
※別冊資料あり(別冊1)

- 2 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の制定に係るパブリック・コメント手続きの実施について . . . 14頁
※別冊資料あり(別冊2及び別冊3)

- 3 児童虐待死亡事例等の検証について . . . 16頁
※別冊資料あり(別冊4)

- 4 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 給付事業について . . . 20頁

- 5 庁用自動車の事故について . . . 22頁

こども未来局

(仮称)福岡市青少年科学館基本計画概要

これまでの経緯

- 平成23年3月 少年科学文化会館基本構想検討委員会を設置（平成24年6月まで8回開催）
 - 平成24年6月 （仮称）福岡市青少年科学館基本構想（案）を市議会第2委員会に報告
 - ・子どもの育ち・学びの場として必要な機能を満たすコンパクトな施設に。
 - 平成24年7月 パブリックコメント手続きに準じて、市民意見を募集
 - ・コンパクトながらしっかりと科学を学べ、子どもが夢や未来を広げられる施設に。
 - 平成24年10月 （仮称）福岡市青少年科学館基本構想～福岡市少年科学文化会館再整備～策定
-
- 平成25年3月 建設予定地及び事業手法の方向性について市議会第2委員会に報告
 - ・建設地は九州大学六本松キャンパス跡地とし、民間が整備する施設に賃借入居する方向で検討。
 - 平成25年6月 一体開発・賃借入居を前提として、UR都市機構と協議を続けることを市議会第2委員協議会に報告
 - ・ワンフロアの面積が広く、ユニバーサルデザインの観点からも望ましい柔軟な諸室配置や統一的な景観により、拠点性の向上を期待。

科学館の視点、まちづくりの視点、財政負担の観点から総合的に検討した結果、一体開発・賃借入居方式が最適であると市議会第2委員会に報告
 - 平成25年8月～11月 こども・市民・ユニバーサルデザインワークショップ、有識者ヒアリング実施
 - ・科学館は子どもの体験だけでなく家族のふれあいの場、世代間交流の場として期待。
 - 平成25年12月 （仮称）福岡市青少年科学館基本計画中間報告を市議会第2委員会に報告
 - ・子どもが学校とは異なるアプローチで学べ、双方向かつ自主的に参画できる施設に。
-
- 平成26年3月 UR都市機構による公募結果とJR九州からの計画概要、提案内容を市議会第2委員会に報告

基本構想のポイント

再整備の必要性

社会的動向

- 子どもの理数離れ・理工系学生の減少
- 科学・情報技術に対する正しい知識の重要性
- 理科教育環境の向上の必要性

福岡市の状況

- 将来を担う優れた人材の育成が市の成長に不可欠
- 着実に根付いてきた知識創造都市づくりの取り組み
- 大学等最先端の知の集積→人材流出抑制の課題

少年科学文化会館

- 科学館として設計されておらず、展示施設が不十分
- 展示が更新されず時代に合わない
- 施設の老朽化・耐震性の不足

子どもたちの学力の向上と福岡の将来を担う人材の育成に寄与することを目的として科学館を再整備

科学館の方向性

<基本理念>

時代をこえ、世代をこえ、地域をこえて…
人と科学の出会いを通じて、学び、つながり、未来が広がる。

1 事業活動の方向性

- (1)楽しむことを基本に、参加・体験を重視し、科学への興味を高める
- (2)ここでしかできない、いつ来ても新鮮な科学体験ができる
- (3)学校や大学等多様な主体と連携
- (4)少年科学文化会館の活動の発展
- (5)福岡の将来を担う人材等の育成

2 施設展開の方向性

- (1)科学への興味を高めるために必要な施設環境を整備
- (2)誰もが使いやすく、利用しやすい
- (3)団体利用を考慮した諸室配置・機能
- (4)利用者相互や利用者と館との連携・コミュニケーションの場を確保

3 管理運営の方向性

- (1)専門的なスタッフの配置
- (2)市民ボランティアの活用
- (3)学校や大学、NPO 等多様な主体と連携した運営体制
- (4)自己評価・外部評価の実施と運営への反映
- (5)利用しやすい開館時間等設定

I 基本構想を踏まえた基本的な考え方

《 科学館を目指す4つの目標像 》

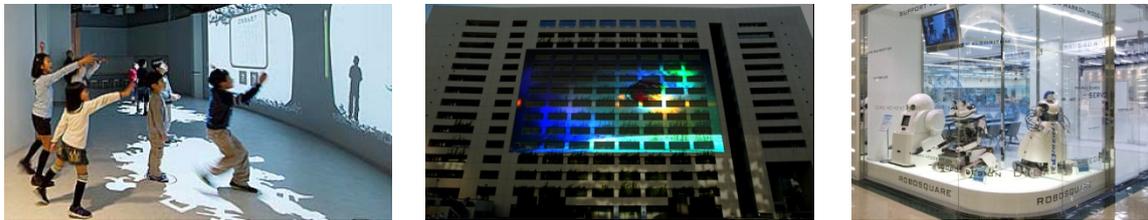
学校や家庭ではできない体験により科学への好奇心や気付き・発見を引き出すために

子どもたちが体験し、楽しむことで、自由に、自発的に学べる科学館



福岡の特色を知り、福岡に愛着を持ち、福岡の将来を支える大人になるために

福岡の人や資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成する科学館



二世代、三世代にわたってリピーター、ひいては科学館ファンを獲得するために

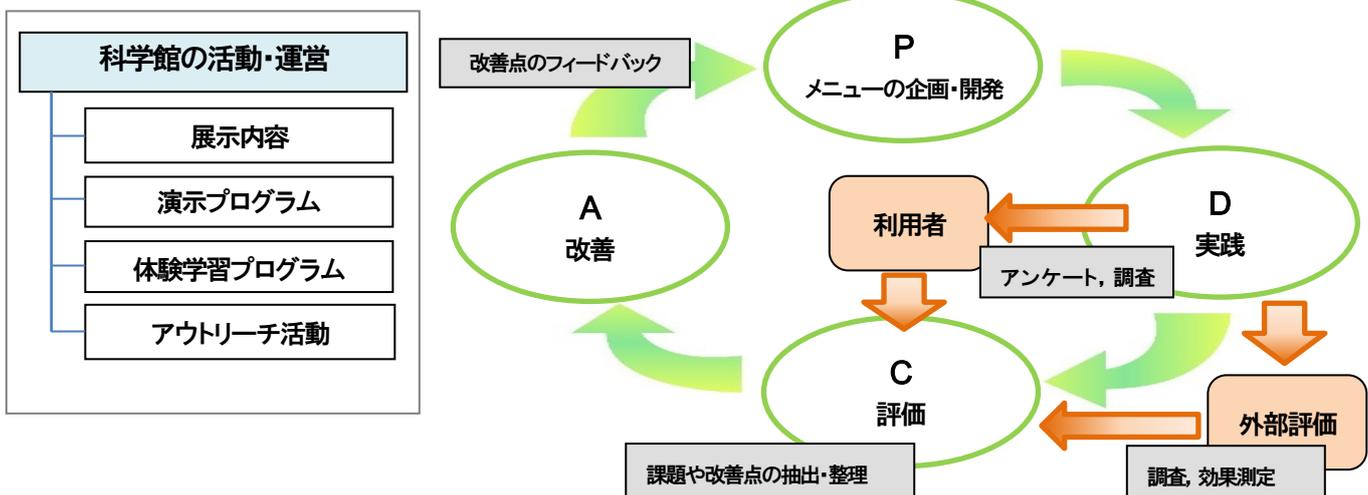
子どもたちと双方向に関わり、交流し、みんなで育てる科学館



※平成25年度実施子どもワークショップの風景

目まぐるしく進歩する科学技術の「いま」と出会うために

評価・改善により、いつ来ても新鮮で、いつ来ても楽しめる科学館



Ⅱ 管理・運営

1 『科学館が目指す4つの目標像』を実現するための管理・運営の基本方針

子どもたちの学びを促す高いコミュニケーション能力や専門性を持つスタッフの配置

利用者とのコミュニケーションを重視。また、自前で企画開発、改善できる体制

学校や大学、NPO、企業など、様々な主体と連携

学生の力、市民の力、企業の力を活かし、密接に協力しながら、館の運営を充実

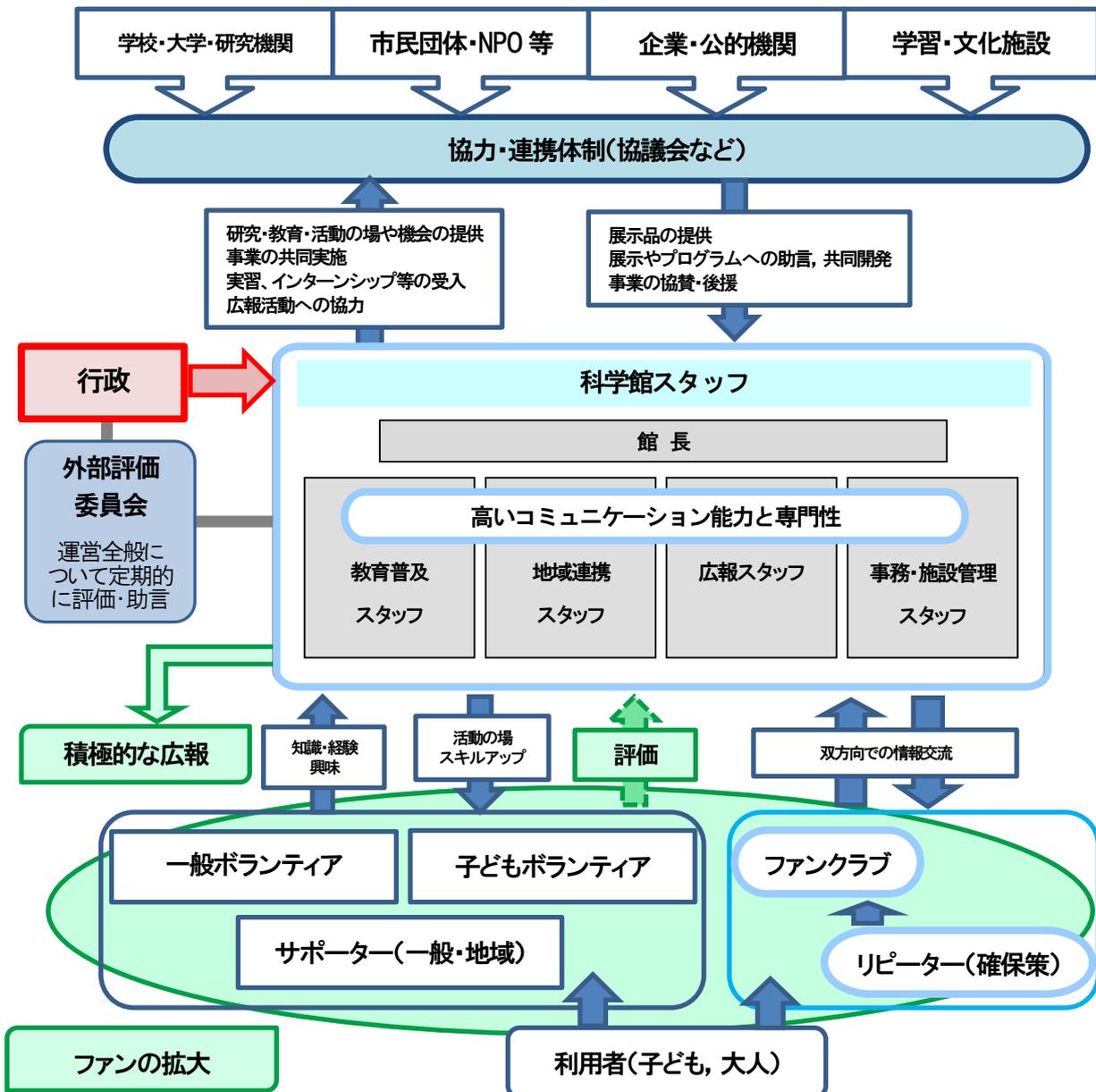
子どもや市民が科学館活動に参画できる体制

子ども・市民ボランティア体制の構築と、高校生の参画を促進する仕掛け

利用者が参加する継続的な改善サイクル

利用者や外部評価委員会による評価・検証により、いつ来ても楽しめる仕組み

2 管理運営の全体像



Ⅲ 事業活動

◎ 『科学館が目指す4つの目標像』を踏まえ、以下の構成に基づき、事業活動を展開する。

教育普及事業

「教育普及事業」は科学館の基幹事業であり、

- ・子どもたちが体験し、楽しむことで自由に、自発的に学べる展示・演示
- ・福岡の人や資源と連携しながら、子どもたちにより深い科学を提供する体験学習
- ・子どもたちの理科への興味を育むための学校教育との連携やアウトリーチ活動 等を行い、子どもたちの学力の向上や将来の人材育成に寄与する事業として展開を行うもの。

(1)展示

①基本展示

②企画展示



(2)演示

①サイエンスショー

②ワークショップ
(テーブルサイエンス)

③プラネタリウム
(ドームシアター)



(3)体験学習

①体験学習プログラム・イベント等

②クラブ活動

③ものづくり体験



(4)学校連携

①学校向け学習プログラム

②出前授業等

③学校教員との連携

(5)アウトリーチ活動

(6)ライブラリー活動

①科学図書等の提供・活用

②展示等との連携



交 流 事 業

「交流事業」は、

・地域の賑わいを創出し、世代を越えた交流イベントや、地域や学校、大学と連携した活動等の地域交流
・リピーター利用を促進していくためのファンづくりや広報活動、双方向性を踏まえた情報発信 等
を行うもの。

(1)地域交流

(2)ファンづくり

①科学館ファンクラブ

②交流ラウンジ,
ミュージアムショップ、カフェ

③リピート利用に向けた取組

(3)広報・情報発信



人 材 育 成 ・ ネットワーク 形 成 事 業

「人材育成・ネットワーク形成事業」は、

・双方向に関わり、交流し、みんなで育てる科学館として、子どもたちが様々な科学館活動に参加すること
・科学館ファンづくりも踏まえた、市民ボランティアの養成や学校や大学等とのネットワーク形成 等
を行うもの。

(1)科学館活動への子どもの参画

(2)ボランティア養成

(3)ネットワーク形成



調 査 ・ 研 究 事 業

「調査・研究事業」は、

・めざましく進歩する科学技術の今を子どもたちが体験できるよう、専門性の高いスタッフにより、常に改善・更新や企画開発 等
を行うもの。

(1)科学館の活動等に関する企画開発と調査・研究、改善

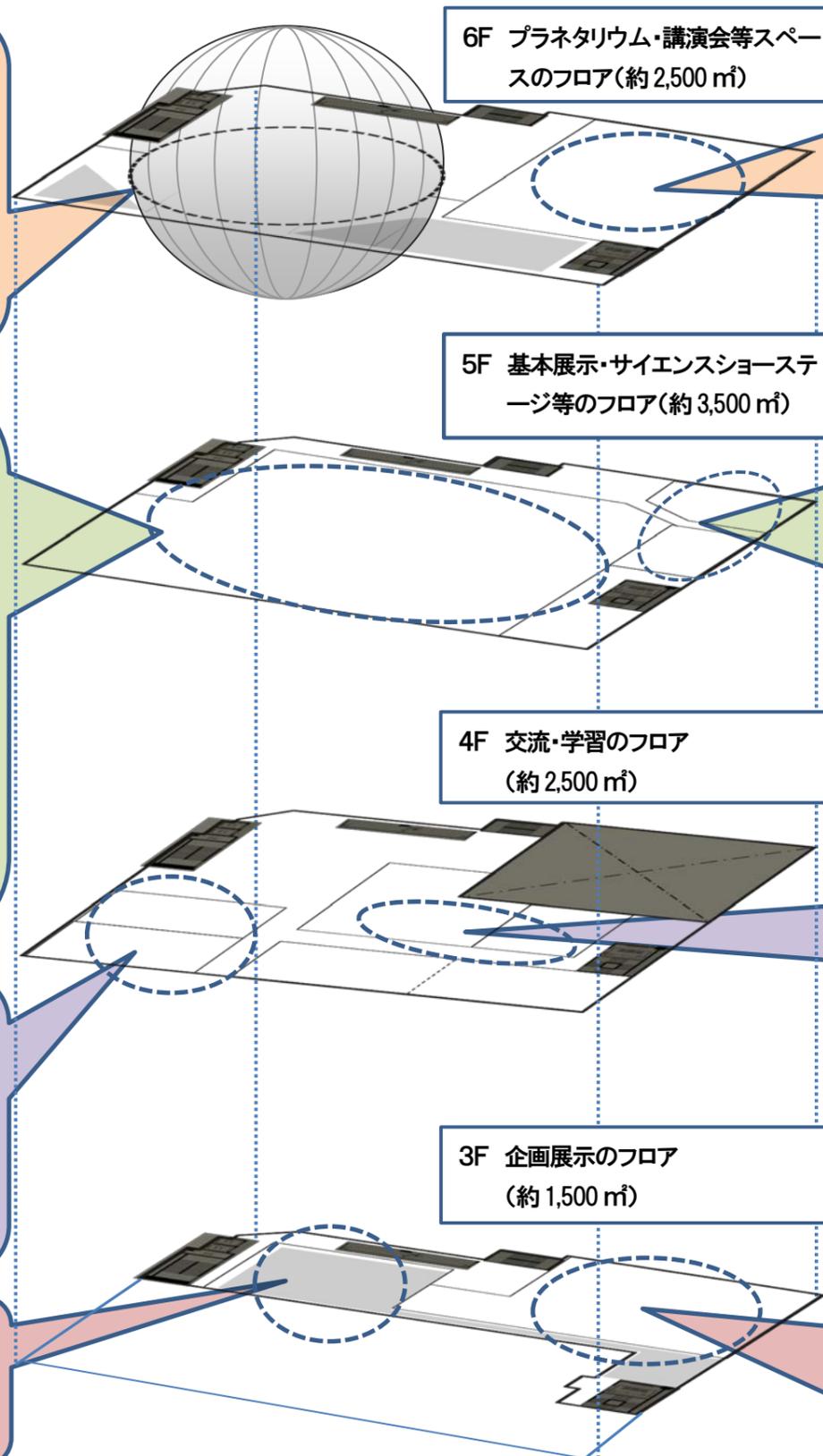
(2)資料の収集・保管、データベース構築



IV 科学館の諸室構成とその機能

※現時点でのイメージ

◎ 5ページ, 6ページに記載の事業活動を, ワンフロア面積が広く, 階移動が少ないユニバーサルデザインに配慮した諸室配置で実施



プラネタリウム (ドームシアター)

- ・内径 25 メートルのプラネタリウムを整備
- ・天文学だけでなく, 生物, 化学など多彩なプログラムを投影
- ・全天周スクリーンを用いて, 迫力ある映像を提供
- ・クラシック音楽との連携企画やパブリック・ビューイングなど, 多目的に対応
- ・大人も楽しめるような, 魅力ある非日常的空間を創造

講演会等スペース

- ・総客席数 300 席程度を備えた講演会等スペースを整備
- ・企画展と連動した講演会やシンポジウム, イベントなど, 多目的に使用
- ・プラネタリウムと連動したイベントや, 企画展のサブ会場としても使用
- ・主催事業で使用しない時は, 一般への貸出を行うことも検討

基本展示室

- ・次の4つのテーマで展示を展開
科学の原理・法則 (例:なぜ絶対零度が宇宙上の最低の温度なのか?)
生活 (例:なぜ飛行機は飛ぶことができるのか?)
未来 (例:これから人間の寿命はどこまで延びるのか?)
創造性 (例:最新のデジタルアートで遊ぼう!)
- ・楽しく学べる, 参加・体験型, 双方向型 (例:人の動きに反応して映像が動く!)の展示を展開
- ・常時開設のワークショップスペースを設け, 館のスタッフやボランティアが科学の仕組みを分かりやすく紹介
- ・ロボスクエアでこれまで行ってきた活動等を引き継ぎ, 科学館で展示やイベントを実施することを検討

サイエンスショーステージ

- ・大型の装置を使い, テレビで見るような大規模な科学実験ショーを実施
- ・子どもたちも参加するプログラムで新鮮な驚きや感動を共有

オープンラボ(ものづくり体験)

- ・木工や金工などのものづくり活動のプログラムが体験できる場
- ・館のスタッフやボランティアにより, 機械の操作指導などを行い, 子どもたちにもものづくりや創作活動を楽しむ機会を提供

4F 交流・学習のフロア (約 2,500 m²)

情報ライブラリー

- ・開架式で科学に関する図書資料が自由に閲覧・貸出できる場
- ・読み聞かせイベントなど, 子どもが図書に親しむための企画等も実施
- ・関連書籍を基本展示室の展示装置のそばに配架し, 書籍と展示を連動

実験室

- ・小学校の一日学習や常設のクラブ活動等を行う場
- ・学校でできない実験(液体窒素, 電子顕微鏡等)が実施可能
- ・コンピュータ・プログラムやアプリを作成するクラブ, ロボットコンテストの優勝を狙うクラブ, フィールドワークを行うクラブなど, 深く科学を学びたい子どもたちの活動の場を提供

3F 企画展示のフロア (約 1,500 m²)

企画展示室

- ・高い天井高を活かし, 集客力のある大規模巡回展 (例:恐竜展, 宇宙展など)を実施
- ・自主企画展示 (例:紙のからくりおもちゃ展, トリックアート展, 昆虫展など)の開催
- ・大学や企業, NPO等と連携した共催展の実施

科学館のエンタランス

- ・来館者が自由にくつろぎ, 交流できる場(交流ラウンジ)を設置
- ・不思議体験ができるコーナーなどを設置し, ワクワク感を演出

V 施設整備内容等

1. 整備地 福岡市中央区六本松四丁目 300 番 1
(九州大学六本松キャンパス跡地北側ゾーン東街区内 9,946.03 m²)

2. 科学館整備スキーム

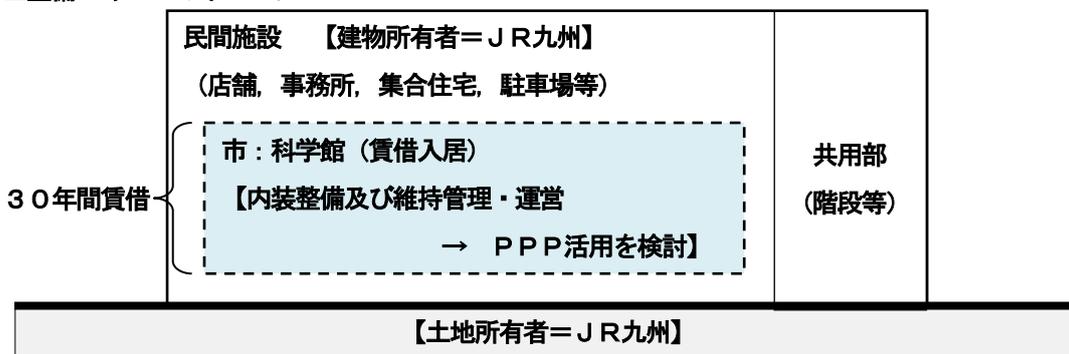
(1) 複合施設への賃借入居

- ① 九州旅客鉄道株式会社が整備を行う複合施設への賃借入居
- ② 市は科学館専有部分の内装整備及び維持管理・運営を実施

(2) 内装整備及び維持管理・運営への民間活用の検討

民間企業のノウハウ等の活用による効果が期待できることから、民間活用手法(PPP)について検討する。

■整備スキームのイメージ



3. 科学館施設規模 約 10,000 m²(専有部分: 約 8,000 m², 共用部: 約 2,000 m²)
4. 賃借期間 科学館の供用開始から 30 年間

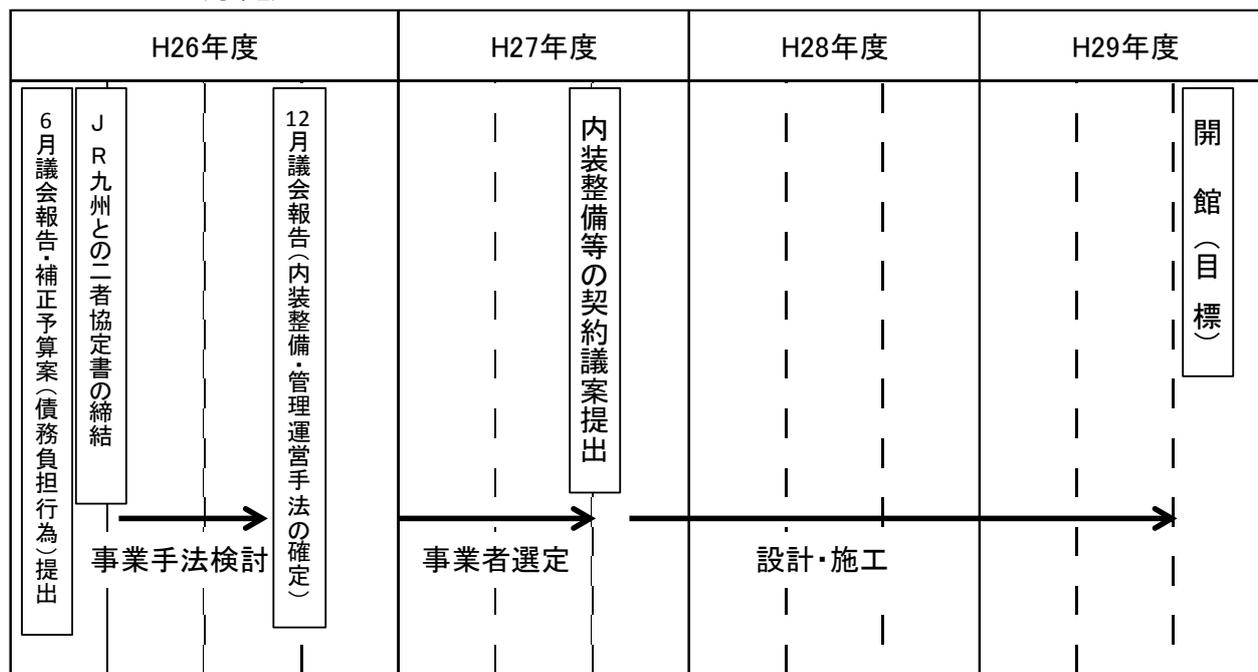
(参考) 東街区複合施設の計画概要

- (1) 導入機能 科学館, 法科大学院, 商業, シニアマンション, 駐車・駐輪場等を予定
- (2) 延床面積 約 37,000 m²(科学館を含む)
- (3) 駐車場・駐輪場等 駐車場 200 台程度, 駐輪場 400 台程度



VI スケジュール・その他

1 スケジュール(予定)



2 JR九州との二者協定書の概要について

一体整備の実現に向けてそれぞれ最大限努力し、科学館の内装工事着手(平成28年秋頃を予定)までに定期建物賃貸借契約を締結する。

- (1) 定期建物賃貸借契約の契約期間 30年間
- (2) 賃料額(消費税及び地方消費税を除き、共益費を含む。)

1年目～ 331,880千円/年 11年目～ 315,300千円/年 21年目～ 298,700千円/年

◎ 賃料に係る債務負担行為について

事項 (仮称)福岡市青少年科学館に係る賃貸借

期間 科学館の供用開始から30年間

限度額 総額9,458,800千円を限度とする賃借料及び共益費並びにこれに対する消費税及び地方消費税の合計額相当額

(3) その他

福岡市の定期建物賃借権を最先順位で登記する旨の条項、再契約に係る協議条項(定期建物賃貸借契約終了後の再契約協議が終了3年前からできる)及び違約金条項(本事業が実施できない場合に、帰責事由がある者は、相手方に賃料予定額の12月分に相当する額の違約金を支払う等)を設けている。

3 開館時間、休館日

開館時間については、主として青少年や学校団体の利用が中心であることを踏まえ、時間帯を検討する。なお、プラネタリウム(ドームシアター)については大人も楽しめる非日常的空間としての利用を、講演会等スペースについてはイベントや一般への貸出なども含めた多目的な利用を想定しており、これらの諸室が位置するフロアについては、夜間対応することを積極的に検討していく。

休館日についても、公共施設でありつつ、サービス向上や、他都市の状況といった観点も見極めながら検討を行っていく。

写真提供：足立区こども未来創造館，九州大学シリアスゲームプロジェクト，科学技術館，名古屋市科学館，日本科学未来館，多摩六都科学館，熊本県(私学振興課)，コニカミノルタ『YAC 天空未来教室2014』，こどもクリエイティブタウン「ま・あ・る」

整備手法の検討について

1 財政シミュレーションの比較

事業 スキーム	①-1 単独整備(直接施工)		①-2 単独整備(PFI)		②-1 一体整備(直接施工)	②-2 一体整備(内装PFI)
		福岡市 10,000㎡	民間事業者 15,000㎡	福岡市 10,000㎡	民間事業者 15,000㎡	福岡市 10,000㎡ <small>※内装整備は従来施工。運営は指定管理者等民活で想定</small>
	土地50% (福岡市)	土地50% (民間事業)	土地50% (福岡市)	土地50% (民間事業)	民間事業者 20,000㎡	民間事業者 20,000㎡
					土地100% (民間事業者)	土地100% (民間事業者)

《30年間の場合》

事業費 計	315億円	291億円	258億円	255億円	
起債額 計	(131億円)	(113億円)	(52億円)	(44億円)	
内 訳	土地取得費	21億円	21億円		
	施設整備費	98億円	83億円	45億円	39億円
	上記 起債利息	22億円	19億円	8億円	7億円
	維持管理 ・運営費	114億円	98億円	91億円	91億円
	床賃借料			95億円	95億円
	SPC運営費		17億円		9億円
	施設改修費	46億円	39億円	20億円	17億円
	上記 起債利息	6億円	5億円	3億円	2億円
	消費税	21億円	22億円	25億円	24億円
	その他市税収入	▲ 12億円	▲ 12億円	▲ 29億円	▲ 29億円

《50年間の場合》

事業費 計	455億円	414億円	403億円	397億円	
起債額 計	(168億円)	(145億円)	(68億円)	(56億円)	
内 訳	土地取得費	21億円	21億円		
	施設整備費	98億円	83億円	45億円	39億円
	上記 起債利息	22億円	19億円	8億円	7億円
	維持管理 ・運営費	190億円	163億円	151億円	151億円
	床賃借料※			151億円	151億円
	SPC運営費		17億円		9億円
	施設改修費	91億円	77億円	41億円	35億円
	上記 起債利息	16億円	14億円	7億円	6億円
	消費税	31億円	33億円	39億円	39億円
	その他市税収入	▲ 17億円	▲ 17億円	▲ 41億円	▲ 41億円
	解体費	4億円	4億円	1億円	1億円

※賃料については、30年間はJRの引下げ了承額で、31年目以降は同様の減額があるものと想定して設定した。

2 メリット比較

事業スキーム	① 単独整備	② 一体整備
財政負担面	<p>○事業終了後も土地が資産として残る。</p> <p>×専有面積8,000㎡を確保するためには施設規模(延べ面積)を拡大する必要があり、建設費が増える。</p>	<p>△事業終了後、土地が残らないが50年間の収支シミュレーションにおいても約17億円の財政負担の軽減となる。</p> <p>○市債発行額を抑制できる。(30年間で約70~80億円, 50年間で約90~100億円抑制)</p>
施設面	<p>○1, 2階から科学館として利用可能となる。</p> <p>○公共施設のみであるため管理が容易となる。(例:施設改修等に当たって他施設との調整が不要)</p>	<p>○まちづくりの観点から西街区(集合住宅等)を含めて統一感のある景観を形成できる。</p> <p>○単独整備より早期に開館(平成29年度)できる。</p> <p>○ワンフロア面積が広く、階移動が少ない諸室配置やユニバーサルデザインが実現できる。</p>
複合施設整備者からの協力等		<p>○JR九州等企業の協力による魅力ある科学展示空間を設置できる。 ※下計画イメージ参照</p> <p>○知育遊び等・学びの場の提供により「学びをつなぐ」施設を設置できる。</p>

《4階共用部分にJR九州等企業の協力による魅力ある科学展示空間の創造(計画イメージ)》

3. 企業PRゾーン
九州の科学技術に関わる企業のPRスペースを、プレイテーションゾーンを固形形で配座する。企業の内装わりやスペースの増減に対応できる可変型の展示システムを導入する。

◎7つの企業ブース
九州を代表する様々な分野の企業の出展を想定。

2. プレゼンテーションゾーン
中央に様々な目的で自由に活用できるスペースを確保する。企業の特別展示や期間限定のイベントなどいつ来ても異なる情報や体験を提供する。

◎スペースの展開例
・科学技術の最新ニュースや講演
・特定企業の特別PR展示
・子ども向けのワークショップや体験イベント
・高校生や大学生向けの専門技術講座
・企業向けの技術セミナー など

1. ウェルカムゾーン
九州の科学技術に対するわくわく感を醸成するイントロスペース。マルチメディア映像設備により、九州各地で様々な科学技術が研究・開発され、私たちの日常に活かされていることを知ってもらう。

◎マルチメディア映像設備の展開
フロアに九州の衛星写真が映し出されており、乗降機はその映像の上に立ち入ってもらう。その都市や地域ごとに自分の手が触れる「国産だり手で触った動き」と、そこで開発されている科学技術のビジュアルなどがその場所から溢れ出し、九州中に広がっていく。

3 JR九州の協力・提案事項

①外観

- ・JR九州のデザイン顧問の水戸岡氏が外観デザイン等を監修予定
- ・まちづくりの観点から西街区(集合住宅等)を含めて統一感のある景観を形成

《公募時点の計画イメージ》



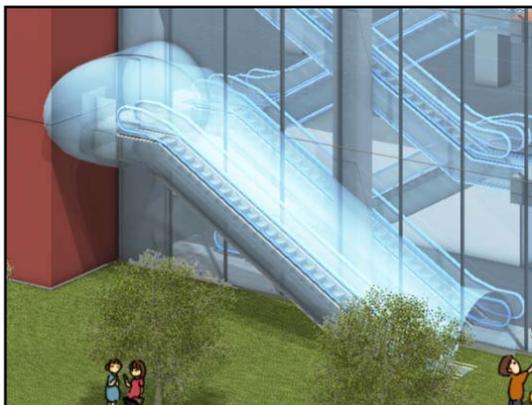
《水戸岡氏のデザイン例》



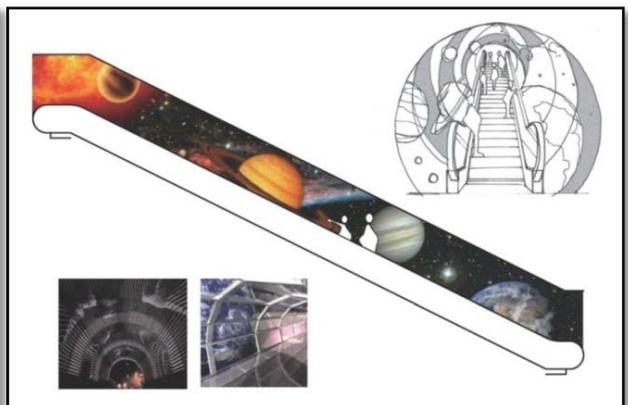
②科学館直通エスカレーターの設置(JR九州による整備)

- ・1, 2階の商業施設等を介さずにアプローチ可能
- ・科学館にいざなうワクワク感を演出

《設置イメージ》



《デザインイメージ》



※設置位置・方法については、今後協議のうえ調整

③1階にもエントランスホールを確保(JR九州の管理エリアに確保)

- ・1階にも一定空間のエントランスホールを確保
- ・科学館らしいオブジェを配置

《計画イメージ》



④2階テナントエリアに「学びをつなぐ」施設の設置 (JR九州の管理エリアにおいて実施)

規模：約100～300㎡

2階に文化・教養を育む幼児から
小学校低学年の児童等を対象とした
施設の整備を検討

(例: 知育遊び等・学びの場の提供)

《博多駅ホームにあるおもちゃのチャチャチャ
(写真出典:九州旅客鉄道(株)会社案内)》



⑤世代間交流の促進(JR九州による実施)

科学館, シニアマンション, 商業施設, 法科大学院等を整備するだけでなく, 世代間交流が図れるイベント等を開催し, 地域とのつながりや賑わいを創出。

《SJR 千早行事(写真出典:九州旅客鉄道(株))》



子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の制定に係る パブリック・コメント手続きの実施について

I 基準制定の趣旨

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度においては、新たに創設される施設・事業等の設備・運営に関する基準等を福岡市が定めることとされている。

さらに、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、福岡県から福岡市への権限移譲が予定されており、この基準についても市が条例で定めることとなる。

このたび、これらの基準に関する事項の案をとりまとめ、パブリック・コメント手続きを実施するため、あらかじめ報告するもの。

●子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型等

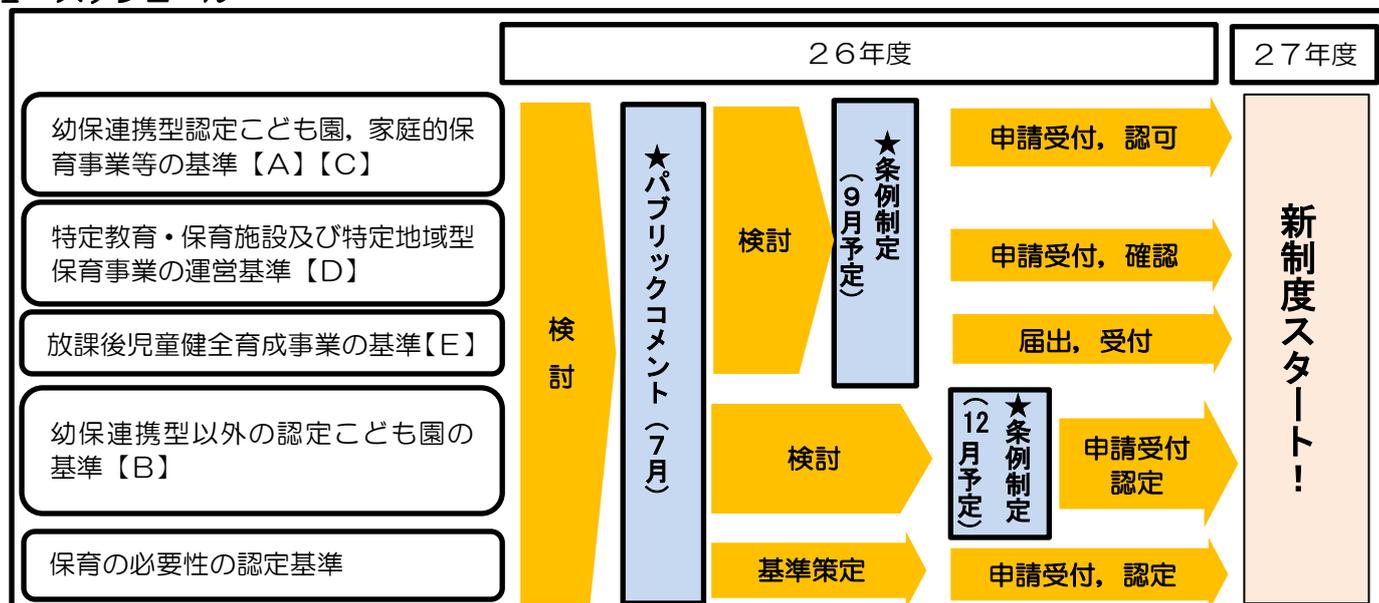
施設・事業の類型		認可(認定)主体	確認主体
〔施設型給付〕 教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型【A】	福岡市	福岡市 【D】
	認定こども園【B】 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	福岡県 ↓ 福岡市(予定)	
	幼稚園 注1)	福岡県	
	保育所 注2)	福岡市	
	〔地域型保育給付〕 家庭的保育事業等 (地域型保育事業)注3) 【C】	①家庭的保育事業 ②小規模保育事業 ③居宅訪問型保育事業 ④事業所内保育事業	
放課後児童健全育成事業【E】		福岡市への届出	—

注1) 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、上記に含まない。

注2) 保育所の基準については、平成24年12月に条例を制定し、平成25年4月1日から施行している。

注3) 「家庭的保育事業等」は、児童福祉法による①から④の4事業の総称。子ども・子育て支援法上は「地域型保育事業」とされている。

II スケジュール



Ⅲ 各種基準の考え方

1. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準【A】

2. 幼保連携型以外の認定こども園の設備及び運営に関する基準【B】

新制度では、認定こども園の幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプのうち、幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設と新たに位置付けられ、その基準は質の向上を目指し、幼稚園と保育所の基準を参考としながら、内容を整理し定められている。

幼保連携型以外の3つのタイプの認定こども園の基準については、新制度においても基本的に従来どおりとされている。

【福岡市独自の規定（案）】

- ① 乳児室の面積基準に関する上乘せ（ $1.65\text{ m}^2 \rightarrow 3.3\text{ m}^2$ ）【現行の市の保育所基準と同様】
- ② 食事の提供方法に関する上乘せ（3歳以上児も自園調理）【同上】
- ③ 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加【同上】
- ④ 幼保連携型以外の認定こども園に関する規定の追加（差別的取扱いの禁止等）
【幼保連携型認定こども園基準の準用】

3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準【C】

新制度では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業内保育事業の4事業が市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられ、地域型保育給付の対象となる。

【福岡市独自の規定（案）】

- ① 家庭的保育者の資格要件の上乗せ（保育者はすべて保育士）【現行の市の家庭的保育事業と同様】
- ② 事業所内保育事業（定員20人以上の場合）における乳児室の面積基準に関する上乘せ（ $1.65\text{ m}^2 \rightarrow 3.3\text{ m}^2$ ）【現行の市の保育所基準と同様】
- ③ 食事の提供に関する経過措置（5年間は自園調理が不要）を設けない
- ④ 連携施設に関する経過措置（5年間は確保不要）を設けない
- ⑤ 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加【現行の市の保育所基準と同様】

4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準【D】

新制度では、確認を受けた施設・事業所が給付の対象となり、これらの施設・事業所が満たすべき運営基準を市が定めることとなっている。

【福岡市独自の規定（案）】

- ① 連携施設に関する経過措置（5年間は確保不要）を設けない
- ② 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加【現行の市の保育所基準と同様】

5. 保育の必要性の認定（就労時間の下限）

新制度では、保育認定における就労時間の下限を1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定めることとなっている。

【福岡市の規定（案）】

- ① 1か月当たり48時間から60時間の間で設定

6. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準【E】

新制度では、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり遵守すべき設備及び運営の基準を市が定めることとなっている。

【福岡市独自の規定（案）】

- ① 福岡市暴力団排除条例に基づく規定の追加

児童虐待死亡事例等の検証について

1 児童虐待死亡事例等検証の趣旨

平成20年4月改正の児童虐待防止法において、著しく重大な児童虐待事例の分析、虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証が地方公共団体の責務として規定されている。

2 検証体制

福岡市こども・子育て審議会権利擁護等専門部会において検証を行う。

【委員】(平成26年6月1日現在) ◎部会長 ○副部会長 (50音順 敬称略)

安部 計彦	西南学院大学教授(人間科学部社会福祉学科)
杉原 知佳	福岡県弁護士会代表
谷口 初美	九州大学大学院教授(保健学部門看護学分野母性看護・助産学)
◎ 針塚 進	中村学園大学教授(教育学部)
○ 森住 勝子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院子どものこころの診療部特任講師

3 検証対象及び検証方法等

本市における虐待による死亡事例等(心中、車中放置死、新生児遺棄致死、重篤な事例等を含む)全てを検証の対象とする。

専門部会は、事務局からの情報提供や、必要に応じ関係者からのヒアリング等により、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行う。

4 年度別の検証対象事例数(児童数)

*未遂を含む

年 度	心中以外の虐待死	心中による虐待死*	重 篤	計
平成20年度	1件(1人)	1件(1人)	0件(0人)	2件(2人)
平成21年度	4件(4人)	1件(2人)	0件(0人)	5件(6人)
平成22年度	0件(0人)	0件(0人)	1件(1人)	1件(1人)
平成23年度	2件(2人)	1件(1人)	1件(3人)	4件(6人)
平成24年度	1件(1人)	1件(3人)	0件(0人)	2件(4人)
平成25年度	0件(0人)	0件(0人)	0件(0人)	0件(0人)

(参考) 全国の児童虐待死亡事例

年 度	心中以外の虐待死	心中による虐待死*	計
平成20年度	64件(67人)	43件(61人)	107件(128人)
平成21年度	47件(49人)	30件(39人)	77件(88人)
平成22年度	45件(51人)	37件(47人)	82件(98人)
平成23年度	56件(58人)	29件(41人)	85件(99人)

5 児童虐待相談件数（児童相談所における相談件数）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
福岡市	342件	495件	604件	544件	529件	535件 (415件)
全国	42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	—

※（ ）は対応件数，25年度から集計開始

6 検証報告書提言の概要（平成26年6月公表事例）

平成25年2月 15歳児死亡事例

（1）事例の概要

平成25年2月16日午前4時55分頃、「自宅で祖父が孫を殺した」と本児の母が警察に通報。同日午前4時30分頃、祖父が寝ていた本児の首をワイヤーで締めた後、キッチンばさみと出刃包丁で頸部、胸部、腹部を数回刺して失血死させたもの。

平成25年9月に福岡地方裁判所において、祖父に懲役4年の判決（求刑5年）が言い渡された。判決において、事件当時、祖父は認知症の初期症状で、うつ病を発症しており、心神耗弱状態であったとされた。

（2）提言（今後の課題）

当事例は、検証の材料となる情報が非常に限られており、詳細な検証を行うには困難を伴った。しかも、祖父には断片的な記憶しかなく、裁判においても殺害に至る経緯や動機を解明することができなかった。

そのため、本事例については、事実のみから考察するのではなく、可能性として考えられる要因をもとに今後の課題を考察し、同様の事件の発生を防ぐための方策として福岡市に対して提言する。

ア 精神疾患に関する市民啓発の強化

祖父が精神疾患発症の初期段階で、適切な診断と治療、サポートやケアを受けることができ、また、家族も専門家から対応の助言を得ることができていれば、今回のような事件は発生しなかった可能性が推測される。

現在、うつ病や認知症の普及啓発については、行政や医療機関が取り組んでいるものの、一般市民に対して十分な理解が広がっているとは言えない。また、精神科医療機関の受診に抵抗を持つ人も少なくない。

そのため、家族や周囲の人たちが早期に気づき適切な対応ができるためには、うつ病や認知症にはどのような症状が現れるのか、どのように対応したらよいか、どういった場合に医療機関受診につなげていったらよいかについて、市は市民への広報を強化することが必要である。

イ 精神疾患を有する同居家族が子どもに加害行為を与える可能性への気づき

うつ病や認知症などの精神疾患を有する祖父母などの同居家族が、子どもに加害行為を与える可能性があることについて、子どもに関わる機関やその関係者は知っておく必要があり、虐待リスクのアセスメントを行う際には考慮すべき項目として意識しておくよう研修等で改めて知らせるべきである。

7 児童虐待死亡事例等検証における提言とその対応

番号	年度	発生時期	検証報告時期	児童の年齢	事例概要
1	20	H20年 9月	H24年6月	6歳	母親(35)が小学1年の男児(6)を公園の公衆トイレの中で、絞殺。
2	20	H20年12月	H22年5月	4歳	母親(36)が4歳の男児を「育てるのに疲れた」と絞殺。
3	21	H21年 9月	H23年3月	5歳 2歳	母親(37)が5歳と2歳の男児2名を「育児に疲れた」と無理心中を図り絞殺。
4	21	H21年10月	H22年6月	生後 7か月	宗教法人職員の両親(32, 30)が、生後7か月の男児に適切な医学的治療を受けさせずに死亡させた。
5	21	H22年 1月	H22年9月	1歳	母親(31)が1歳の女児を「子育てに疲れた」と首を絞め、意識不明の重体となる。女児は翌月死亡。
6	21	H22年 1月	検証不能	生後	スーパーのトイレに生後間もない男児がビニール袋に入れられたまま放置され、死亡が確認された。
7	21	H22年 2月	H22年9月	3歳	継父(21)が母の連れ子である3歳の女児に、お漏らしがあることなどに腹を立てて暴行。女児は硬膜下血腫で死亡。
8	22	H22年 4月	H22年12月	3歳	母親(27)が3歳の女児がテーブルに立っていたので、カッとなって暴行。女児は意識不明の重体。
9	23	H23年 4月	検証不能	生後	ため池の用水路で生後間もない女児の遺体が入った手提げバッグが発見された。
10	23	H23年 7月	H24年6月	1歳	母親(20)が1歳の男児を絞殺し、河川敷に放置。
11	23	H24年 1月	検証不能	9歳	母親(34)と9歳の女児が浴室で硫化水素を発生させ死亡。
12	23	H24年 1月	H25年6月	10代 3人	継父(36)が長女に対して足を刃物で切りつけ傷を負わせ、足甲に殺虫剤の噴射針を突き刺し噴射する、手に通電によるやけどを負わせるなどし、次女、三女に対しても通電等の身体的虐待を行ったもの。
13	24	H24年 5月	H25年6月	10歳 9歳 6歳	母親(28)と10歳女児、9歳男児、6歳女児の3児が車の中で練炭を燃やして一酸化中毒により死亡。
14	24	H25年 2月	H26年6月 ※報告書別添	15歳	祖父(66)が自宅で寝ていた15歳の孫を刺殺。

提言のまとめ

相談機関・職員の能力向上と組織的対応

- ・アセスメント能力の向上
- ・EPDSの使用方法等の検討や研修
- ・教職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上
- ・医療機関職員の虐待発見・対応に係る専門性の向上
- ★精神疾患を持つ同居家族に関する虐待リスクに係る研修

養育者の特性に応じた対応の強化

- ・相談援助を求めない親(孤立した親)
- ・育児不安を持つ精神科治療中の母親
- ・育児困難を抱える親
- ・特定妊婦
- ・生活保護受給等の要支援家庭
- ・就学後の要支援家庭

乳幼児健診等におけるフォロー

- ・未受診者の状況把握及び対応の仕組み
- ・フォローアップのシステム

情報共有・情報収集の強化

- ・転入世帯の情報収集
- ・情報共有システムの構築

関係機関の連携強化

- ・保健福祉センター内の連携
- ・医療機関との連携

心中・自殺予防の取組の推進

- ・心中予防・啓発
- ・自殺予防の取組の推進

子育て支援の強化

- ・親同士の交流支援

広報啓発

- ・子ども向けの虐待防止に関する啓発及び相談窓口の周知
- ★精神疾患に関する市民啓発の強化

主な再発防止策

体制の強化

- ・職員の増員
 - こども総合相談センター
 - 区子育て支援課
 - 区健康課
 - 区地域保健福祉課
 - こども家庭課
- ・休日、夜間の安全確認を行う体制の充実
- ・子ども家庭支援センター新設

職員研修の充実

- ・専門研修への派遣
- ・区子育て支援課職員研修の充実
- ・保健福祉センター職員対象研修の充実

母子保健における虐待防止の強化

- ・乳幼児健診未受診者フォローの強化
- ・乳幼児健診の問診項目の改正
- ・特定妊婦、ハイリスク家庭支援強化

情報共有システムの構築

- ・児童相談システム
- ・母子保健システム

関係機関との連携

- ・要保護児童支援地域協議会
- ・関係機関向け研修の実施

自殺予防対策

- ・自殺対策総合計画

子育て支援事業

- ・子どもプラザ、子育て交流サロン等

虐待防止の広報啓発

- ・子どもの虐待防止活動推進委員会活動
- ・区等における広報啓発

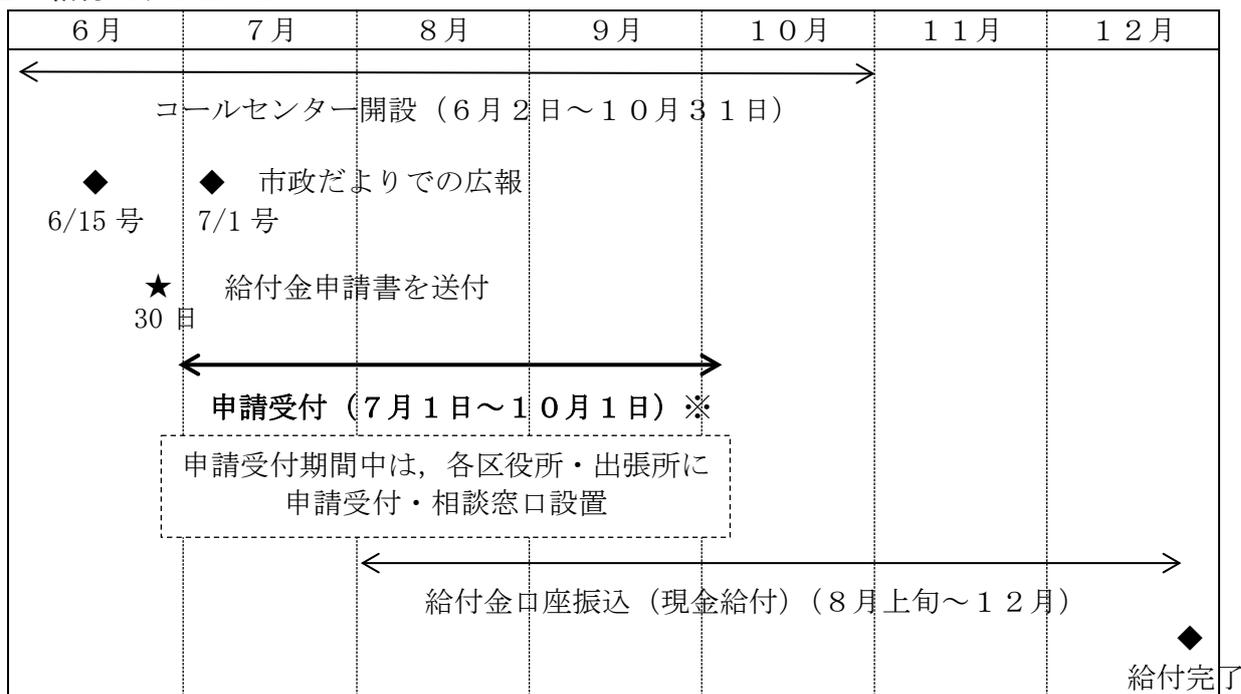
★は新規の提言

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 給付事業について

1 給付対象者等

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
給付対象者	平成26年1月1日において、以下の条件をすべて満たした者 ① 市町村の住民基本台帳に記録されている ② 市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）である ③ 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者	平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。 ※併給調整について 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金いずれも対象となる者には、 <u>臨時福祉給付金のみ</u> を支給することとされている。
給付額	給付対象者一人につき10,000円 ※給付対象者のうち高齢・障害・遺族基礎年金や児童扶養手当等の受給者については、一人につき5,000円を加算	対象児童1人につき、10,000円
申請書の発送	両給付金の趣旨・手法は共通しているため、一本化した申請書を対象となる可能性のある世帯へ、6月30日（月）に発送する	

2 給付スケジュール



※ 申請書の提出は、申請書に同封する返信用封筒による郵送での申請を推奨している

3 申請から給付までの流れ

申請書受付後に、両給付金の支給審査を行い、申請者の口座に振込みを行う。

ただし、金融機関に口座を所有していない者については、別途指定する日時・場所において現金給付を行う。

4 広報

両給付金の受給にあたっては申請手続きが必要となることから、下記の広報媒体により、給付対象となる可能性のある方に広く周知することとしている。

なお、両給付金の申請・受給手続きに乗じた「振り込め詐欺」の発生も懸念されるため、各広報の際には注意喚起も併せて行うことにより、被害の発生防止に努める。

<基本とする広報媒体>

市政だより，ホームページ

<その他追加広報>

ポスター掲示： 地下鉄掲示板，市所管施設（区役所，公民館，体育館等），保育園，幼稚園，金融機関 など

チラシ配布： 自治協議会，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，高齢者・障がい者福祉サービス事業所 など

5 福岡市臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 給付事業推進本部の設置

両給付金給付事業の実施にあたっては、庁内関係部署との連携が必要となるため、副市長をトップとする推進本部を立ち上げ、平成26年5月19日（月）に第1回会議を開催し、庁内の連携強化を図っている。

事 故 報 告 書 (第 一 報)

事故発生日時	平成 26 年 6 月 9 日 (月 曜 日) 午 後 5 時 22 分 天 候 : 曇 り		
事故発生場所	福岡市東区八田 1 丁目 5-35 付近 県道 21 号線上		
相手方	住 所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	
	氏 名		
事故の概要	<p>平成 26 年 6 月 9 日午後 5 時 22 分頃、こども未来局こども総合相談センターこども支援課職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転し、福岡市立多々良中央中学校へ向かう途中、県道 21 号線の福岡市東区八田 1 丁目 5-35 付近において、東方向へ進行中、同中学校校門入口方向へ右折しようとして右折ウィンカーをあげ道路上待機していたところ、渋滞状況だったため対向車線の大型トラックが停車し、右折を促された。よって、右折し進行しようとしたところ、大型トラック左側から相手方原動機付自転車が直進してきて、軽自動車の前方右側部分と相手方原動機付自転車の右側面が接触し、損害を与えたもの。</p> <p>相手方は接触時に転倒はされたが、警察の調査に対応され、その後所有の原動機付き自転車で病院に向かわれたもの。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	左手首打撲および頸部鞭打ち
		物的損傷	原動機付自転車のヘッドライト破損、右ミラーの曲がり、携帯電話及び衣類損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	右側ライトカバー破損及びバンパー右下部分の損傷 損害額は未確定
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

事故現場見取図

位置図

(※) 当該地図は著作権法上の規定により、
掲載しておりません。

